

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 15 日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2014

課題番号：25780109

研究課題名(和文) 東南アジアと欧州における人身売買対策の形成 ネットワーク分析の観点からの比較分析

研究課題名(英文) Anti-Trafficking Measures in Southeast Asia and Europe: A Comparative Analysis of Regional Network Building

研究代表者

中村 文子(Nakamura, Ayako)

東北大学・学際科学フロンティア研究所・助教

研究者番号：80555243

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：反人身売買ネットワーク形成における国際機構や国家、市民社会の関係を分析対象とし、特にEUやASEAN等の地域機構の役割に着目した。深刻な人身売買問題を抱える東南アジア・大メコン川流域の国際・地域機構と市民社会とのネットワークに言及したが、地域により身近な機構であるASEANの規範普及プロセスへのアクセスがEUと異なり不十分である。それを補うように国連機関UNIAPが同地域でネットワーク形成を試みるが円滑に進んだとは言いがたく、その後他の国連機関がその業務を引き継ぎUN-ACTが始まった。当該地域の文化や慣習、既存のネットワークに配慮した規範普及の在り方を今後より詳細に探求していく必要がある。

研究成果の概要(英文)：By focusing on the European Union and the Association of Southeast Asian Nations, this study examined the relationship between international organizations, states and civil society in the building of anti-trafficking policy networks. Here, this study investigated the diffusion of anti-trafficking policy networks in the Greater Mekong Subregion. Building previous analyses of EU anti-trafficking capacity-building measures, this study highlighted ASEAN'S insufficient role in facilitating regional networks. While compensating for ASEAN'S role, UN-sponsored measures such as the United Nations Inter-Agency Project on Human Trafficking and the United Nations Action for Cooperation Against Trafficking in Persons also fail to efficiently address the problem of human trafficking as they often compete with local networks and conflict with local culture. Thus, this study demonstrated the need for accounting local cultures and networks in the process of global anti-trafficking norm diffusion.

研究分野：国際関係論

キーワード：人間の安全保障 地域機構

1. 研究開始当初の背景

性的搾取を目的とする女性や子どもを対象としたグローバルな人身売買は、現代の奴隷とも言われ、甚大な被害をもたらしている。国際社会は、2002年にグローバルな反人身売買条約の形成と採択に成功したが、このような規範形成がなされても、この問題の深刻な状況は未だなくなっていない。これまでの自身の研究では人身売買の構造的要因と反人身売買のグローバルな規範形成・普及に関して論じてきた。つまり、グローバルレベルの国際機構や国家・非国家主体による反人身売買の規範形成・普及に着目してきた。しかし、グローバルレベルからの直接的な規範普及ではなく、各地域に適応した政策や規範の地域化が普及プロセスをより促す役割を果たし得ることも解明している。これらの分析によって人身売買対策に関する欧州連合(EU)と東南アジア諸国連合(ASEAN)の実務者や各地域のNGOと政府関係者への聞き取り調査に基づいて、地域機構と反人身売買政策形成の過程について説明した。そこではガヴァナンスの地域化、すなわち地域機構が規範普及・内面化の過程において、「規範企業家」であり、「規範の通訳者」としての役割があることを主張した。たとえば1997年にEU委員会が出したプロジェクトから分かるように、EUは協力枠組み形成者としての役割を成し、国家やNGOと共に有力な反人身売買対策のネットワークを形成している。これは、人身売買に対してNGO間の連携を活発化させ、一体化した包括的アプローチを展開するだけでなく、資金を提供することでcapacity buildingを促し、人身売買の情報提供や研究を発展させるものである。ASEANにおいても2006年に発表した「ASEAN Responses to Trafficking in Persons: Ending Impunity for Traffickers and Securing Justice for Victims」を取り上げることができる。しかし、以上の根拠となる国際機構、国家、市民社会との関係は、協力的であ

る一方、対立をもたらす場合がある。実際に、国連が東南アジアに国連機構を設置し、反人身売買ネットワーク形成を試みたが上手く機能していたとは言い難い。本研究は、EU研究の成果を踏襲しながら、反人身売買対策の展開を説明し得るネットワーク分析を出発点とし、以上を背景としながら、ASEAN地域における人身売買対策を分析するものである。

2. 研究の目的

これまで、反人身売買規範を挙げながら、人間の安全保障のグローバル規範の普及過程をめぐって、EUとASEANといった地域機構による地域への普及・内面化の過程を分析してきた。その上で、東南アジアでの人身売買対策をめぐって現地調査の成果を重ねながら、国際機構や国家、市民社会の間のネットワーク形成と相互の緊密な関係、そして国際機構による国家と市民社会の既存のネットワークが上手く機能していないという課題があることから、本研究は、人身売買対策をめぐるネットワーク形成とその過程における国際機構、国家、市民社会の関係を分析対象とし、EU研究における反人身売買ネットワーク形成の分析結果を踏襲しながら、東南アジアにおける人権ガヴァナンスの在り方を探るものである。

3. 研究の方法

ネットワーク分析とコンストラクティヴィズム論は、規範形成・普及・内面化を理解するために、ディスコース分析によって行為主体の関係を解明するアプローチである。したがって、このアプローチに従う本研究は徹底したインタビュー方法および資料分析を用いる。2002年に締結された反人身売買条約(グローバル規範)が、EUとASEANにおいてどのように取り扱われ、どのように対策・イニシアティブが展開されてきたのかについて、各地域機構の関係する官僚、政治家、市民社会の当事者にインタビューを行い、さらに、同対策をめぐる報道や組織内の審議、ワーク

ショップなどの記録をアーカイブのアクセスを通して分析する。また、ヨーロッパと東南アジア両地域で活動する国際NGOであるエクパットやアムネスティ・インターナショナル、また、地域NGO等を対象とし、各地域の経験を調査・分析する。

4. 研究成果

はじめに、地域レベルにおけるEUやASEANを中心とするリージョナル・ガバナンスを理論的に考察した。T. J.ペンベルによれば、地域統合はトップ・ダウン(「地域主義」とボトム・アップ(「地域化」)の上下双方向からなされる。「地域主義」は政府の公式的な合意に基づいて地域機構の存続を図るプロセスである一方、「地域化」は、社会において交流する市民社会の行為主体、貿易や投資を行う経済市場の行為主体によるプロセスを意味する。EUではヨーロッパ諸政府が市民社会やNGOとの連携を通じて計画的に統合を進める「地域主義」が強いものに対して、東南アジアでの地域的なダイナミクスはASEANを構成する諸政府が推進するというよりは、社会的交流と経済的依存による「地域化」の結果によるものと言える。ちなみに本研究でとくに着目しているEUやASEANといった地域機構は、フィネモアやシキルクといった学者等による規範普及プロセス「規範のライフサイクルモデル」においてグローバルレベルで合意を得た国際規範を国内へ伝播する際の規範の仲介者、通訳者、促進者の役割を担っていると言うことができる。すなわち、地域機構はグローバルな行為主体と国内のローカルな行為主体との距離を縮め、規範の内面化のプロセスを促進し(仲介者) 規範の通訳者として機能し、また地域内で発生する諸問題に精通していることから、資金や情報などの配分を適正かつ有効的に行うことができる(促進者)。このような地域機構が介在することによって、たとえば反人身売買規範といったグローバル規範をローカルエリアへ内面化(普及・伝播)するプロセスが促され得るのである。

以上の理論的考察を踏まえて事例をみてみると、たとえば、これまでの研究で見てきたように、EUにおける人身売買問題をはじめ女性問題等を扱う「Stop」、「AGIS」、「Daphne」プロジェクトから分かるように、EUは協力枠組み形成者(organizer)としての役割を果たしており、EU加盟国やEUで活動しているNGOとともに有力な反人身売買対策ネットワークを形成している。これは、EUや加盟国のみならず、NGO間の連携も活発化させ、集まった情報をもとにEUを中心とした一体化した包括的アプローチを展開することができるだけでなく、NGO等に資金を提供することで、capacity buildingを積極的に促

す効果がある。これにより、人身売買に関する情報提供や研究をさらに発展させることができるのである。

このように、グローバル・ガバナンスによるグローバルレベルからの直接的な反人身売買規範普及ではなく、各地域に適応した政策や規範のローカリゼーションが規範普及プロセスをより促進し、有用であるということが明らかである。

一方、東南アジアにおいては、人身売買をめぐるASEANの対応はEUと比較するととても十分とは言い難い。1997年のASEAN非公式首脳会議で初めて越境犯罪の一つとして人身売買が認識された。その後2004年のASEAN公式首脳会議で「ASEAN人身取引宣言」が採択、ようやく人身売買対策が進展し、被害者に対する保護、支援にも重きが置かれるに至った。しかし、加盟国の主権が優越し、内政不干渉が原則であるASEANでは、EUのように一体化した対策を遂行するのは困難であり、ASEANの人身売買対策は加盟国の裁量に委ねられている。人身売買をめぐるASEANが地域機構として十分に機能しているとは言いがたい現状がある。

そんな中、東南アジアでもとくに深刻な人身売買の現状を抱えている大メコン川流域地区(GMS)において、国連がグローバルとローカルな行為主体を結ぶ地域機構の役割を担うべく、人身売買に関する国連機関合同プロジェクト(UNIAP)を立ち上げ現地に入って活動した。現地の政府やNGO等の市民社会の行為主体との連携・ネットワーク形成を試みるこのプロジェクトは、これまでの国際社会からの規範・政策のトップ・ダウンから、より「地域」に主眼を置くという意味で評価できる。しかし一方で、UNIAPがフィールドとしている地域には、UNIAPが参入する以前から市民社会による反人身売買の活動やネットワークが数多く存在し、こうした行為主体間の対立や資源をめぐる競争をもたらしてしまったと言われている。バンコクで1995年から反人身売買活動を展開しているNGOの一つによれば、UNIAPの参入によって、タイ政府と地域社会間に存在していたネットワークに新たな緊張が生まれ、崩壊してしまったという。このことは同じくバンコクで反人身売買活動を展開している国際NGOからも同様の見解を得ている。地域機構として人身売買対策が不十分であるASEANの役割を担うべく地域に参入した国連UNIAPも、目標の一つとしていた市民社会や国家、国際機関の間のネットワーク形成が成功したとは言いがたい結果を残した。2014年よりUNIAPの任務を国連機関UNDPが引き継ぎ、地域プロジェクトUN-ACTが展開されている。このプログラムもコミュニティ・レベルの草の根活動を展開する行為主体と、高度な政策形成を行う行為主体との間のネットワーク形成を目標の一つにしている。UNIAPは今後GMSで活動を展開するUN-ACTに重要な課

題を残したと言える。一つは、参入する当該地域の行為主体やその活動形態をできる限り考慮した上で活動する、いわゆる「ローカル・センシティブ」な活動が期待されるということ。もう一つは、EU で展開されたプロジェクトのように、NGO といった市民社会の行為主体のエンパワーメントをより意識したネットワークの形成が求められる。

このような、国際機構、ASEAN、ASEAN 加盟諸国、市民社会の間の円滑な連携・ネットワークが形成されることによって、市民社会のエンパワーメントが促され、規範が普及・伝播する。さらに、ASEAN による積極的な反人身売買の取り組みをより促すことができる。そのため、今後も GMS での人身売買対策の進展を注視し、規範を普及させるためのネットワーク形成のより詳細な分析を引き続き行っていく必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

中村文子「国連機関とジェンダー・センシティブなリージョナル・ガヴァナンス—大メコン川流域地区における人身売買対策と UNIAF を事例として—」『国連研究』第16号、105-122 頁、2015 年 5 月 22 日(査読有り)

〔学会発表〕(計1件)

Ayako Nakamura, “Reluctant Regionalism; Diffusion of Anti-Trafficking Norms and Cooperation in Northeast Asia,” presented at *International Studies Association*, New Orleans (United States), February 21, 2015. (査読有り)

〔図書〕(計1件)

Ayako Nakamura, “Human Trafficking in East Asia: Trends and Counter-Measures,” in Benny Teh Cheng Guan (ed.), *Globalization, Development, and Security in Asia: The WSPC Reference on Trade, Investment, Environmental Policy and Economic Integration*, World Scientific Publishing Company Inc., pp. 257-276, April, 2014. (査読有り)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中村 文子 (Nakamura, Ayako)
東北大学・学際科学フロンティア研究所・
助教
研究者番号：80555243

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：